

○宮崎大学教育学部附属学校入試委員会規程

平成 28 年 4 月 1 日
制 定

(趣旨)

第 1 条 宮崎大学教育学部（以下「学部」という。）に、附属学校園の入試の基本方針に関わる重要事項について審議するため、宮崎大学教育学部附属学校入試委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 附属学校園の入学試験の実施方針に関すること。
- (2) 附属学校園の募集要項の記載に関すること。
- (3) その他附属学校園の入学試験の実施に関すること。

(組織及び委員の任期)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 附属学校園統括長
 - (2) 副学部長（教務担当）
 - (3) 小中一貫教育コースから選出された教員 1 人
 - (4) 教職実践基礎コースおよび発達支援教育コースから選出された教員 1 人
 - (5) 附属学校園長、教頭
 - (6) 附属小、中学校から選出された教員各 4 人（特別支援教育教員各 1 人を含む。）
 - (7) 附属幼稚園から選出された教員 1 人
- 2 前項第 3 号、第 4 号、第 6 号及び第 7 号委員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第 3 条第 1 項第 1 号委員をもって充て、副委員長は委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第 7 条 委員会の事務は、学部事務部附属学校係において処理する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。